

議第 5 号議案

使用料及び手数料の改定に当たり適切な対応を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 29 日

提出者

長崎市議会議員 梅 元 建 治

賛成者

長崎市議会議員 中 山 大

同 井 上 重 久

同 相 川 和 彦

同 武 次 良 治

同 森 きょうへい

同 久 八寸志

同 中 西 敦 信

理由口述

使用料及び手数料の改定に当たり適切な対応を求める意見書

令和7年9月定例会において、使用料及び手数料を改定する関係条例の改正議案を審査しました。

長崎市からは、使用料（利用料金の基準）及び手数料について平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定しておらず、その間も施設運営費等は増加していることから受益者負担の適正化を図るため、受益者負担の原則にのっとり使用料等を見直したとの説明がっております。

前段の市の見解のとおり、長きにわたりこれらの課題を放置してきたことに加え、このたびの常任委員会の審査においては、条例改正の趣旨について一定の説明はなされているものの、使用料等の算定方針に係る基本的な説明や大幅な使用料の改定に対する説明が不足するなど、利用者に負担増を求める市の姿勢として疑念を抱かざるを得ない状況となっております。

よって、市においては、下記の項目について適切に対応することを強く求めます。

記

- 1 使用料等については、今後の社会情勢の変化や物価上昇、施設の維持管理費の増加等、様々な施設運営の課題を見据える一方、5年ごとの見直しにとらわれることなく条例施行規則等に対応するなど市民にとって必要に応じた見直しを適宜行うこと。
- 2 今回の使用料等の改定については、市民や関係団体に対して十分な合意形成を行うとともに、料金改定に見合ったサービスの向上に努め、市民の負担を減らせるよう利用者の増加を図ること。
- 3 指定管理者制度の導入施設については、現段階での使用料の改定による利用者の増減の予想は難しいが、今回の改定により指定管理の継続に重大な影響が生じる場合は必要な措置を講じること。

以上、意見書を提出します。

令和7年9月29日

長崎市議会